

名古屋市公報

平成17年 8月31日号

第621号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 発行所 名古屋市役所
 電話〔052〕972-2246
 編集兼 名古屋市総務局
 発行人 行政システム部法制課長

目次 ページ

規則

- 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (住都・総務課) (第140号) 3
- 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則 (住都・総務課) (第141号) 4
- 名古屋市バスターミナル条例施行細則の一部を改正する規則 (住都・総務課) (第142号) 6

告示

- 名古屋市戸田土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧 (住都・区画整理課) (第455号) 11
- 道路に関する告示 (緑土・道路管理課) (第456号) 12
- 名古屋市那古野一丁目土地区画整理事業の終了認可 (住都・区画整理課) (第457号) 14
- 大曾根北土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の縦覧 (住都・大曾根北都市整備事務所) (第458号) 15

選挙管理委員会告示

- 名古屋市農業委員会委員一般選挙における投票所の指定について (第42号) 16
- 名古屋市農業委員会委員一般選挙における選挙会を開催する場所及び日時について (第43号) 17

教育委員会告示

- 名古屋市香流橋プールの臨時休場について (第23号) 19

交通局告示

- 衆議院議員選挙の候補者に対する臨時定期券の発行について (第11号) 20

公告

- 建築基準法に基づく公開による意見の聴取公告 (住都・建築指導課) 23
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (市経・地域商業課) 24
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (市経・地域商業課) 27
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (市経・地域商業課) 29
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (市経・地域商業課) 35

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
(第 140号)

1 内容

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（平成17年名古屋市条例第38号）の施行期日を平成17年9月1日と定めるものです。

	名称	所在地
用途廃止	さくら荘	南区呼続五丁目

- 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第 141号）

1 改正内容

市営住宅の公用開始等に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成9年名古屋市規則第114号）中別表を改正するものです。

2 施行期日

平成17年9月1日（入居手続等に関する規定は公布の日、シティ・ライフ星ヶ丘の項を改める部分及び西星ヶ丘荘の項を改める部分は平成17年9月5日、宮田荘の項を改める部分（所在地を改める部分に限る。）は平成17年9月17日）から施行します。

- 名古屋市バスターミナル条例施行細則の一部を改正する規則（第 142号）

1 改正内容

名古屋市栄バスターミナルの管理を指定管理者に行わせることに伴い、指定管理者の指定の手続等に関する事項その他必要な事項を定めるものです。

- (1) 指定管理者の指定の申請、指定等の告示、協定の締結及び事業計画書の提出について定めます。（第10条から第13条及び第5号様式関係）
- (2) その他規定の整備を行います。（第9条及び第14条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、一部の規定は、平成18年4月1日から施行します。

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年 8 月23日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 140 号

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（平成17年名古屋市条例第38号）中別表の改正規定のうち神松荘及びさくら荘の項を改める部分の施行期日は、平成17年 9 月 1 日とする。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 8 月23日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 141 号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 公営住宅の表シティ・ライフ星ヶ丘の項中

「千種区田代町」を「千種区星が丘山手」に改め、

同表西星ヶ丘荘の項中

「千種区田代町字瓶入」を「千種区星が丘山手」に改め、

同表宮田荘の項中

「

」を「

」に、

「

8 階建	平成13年度	32
	平成14年度	56

」を「

8 階建	平成13年度	32
	平成14年度	56
	平成15年度	40

」に

改め、同表さくら荘の項を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成17年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第1 1 公営住宅の表の改正規定中シティ・ライフ星ヶ丘の項を改める部分及び西星ヶ丘荘の項を改める部分は平成17年9月5日から、宮田荘の項を改める部分（

に改める部分に限る。）は平成17年9月17日から施行する。
- 2 この規則の規定により新たに公用開始する市営住宅へ入居させるために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市バスターミナル条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 8 月23日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第 142 号

名古屋市バスターミナル条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市バスターミナル条例施行細則（平成14年名古屋市規則第 106 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を次のように改める。

第 9 条 削除

第 9 条の次に次の 5 条を加える。

（指定管理者の指定の申請）

第10条 条例第 9 条第 2 項の規定によるバスターミナルの指定管理者の指定の申請は、名古屋市バスターミナル指定管理者指定申請書（第 5 号様式）によって行わなければならない。

2 条例第 9 条第 2 項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法

- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (4) 管理業務に要する費用の見込額
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 バスターミナルの指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類
（指定等の告示）

第11条 条例第9条第3項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第9条第3項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定を取り消した日
（協定の締結）

第12条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、バスターミナルの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理業務の具体的内容
- (2) バスターミナルの管理費用として、本市が支払う金額
- (3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他市長が必要と認める事項
(事業報告書の提出)

第13条 指定管理者は、毎年度5月31日までに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) バスターミナルの利用状況
- (3) バスターミナルの管理経費等の収支状況
- (4) 前各号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項
(委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

第4号様式の次に次の1様式を加える。

第 5 号様式（第10条関係）

名古屋市バスターミナル指定管理者指定申請書 年 月 日 （あて先）名古屋市長 申請者 所在地 名称 代表者氏名 ⑩ 次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。					
申請者	フリガナ 名 称				
	所 在 地	電話番号（ ） —			
	代 表 者	フリガナ 氏 名		職 名	
		住 所	電話番号（ ） —		
	種 別	☐ 法人（種類 ） ☐ 法人以外の団体			
併せて提出する書類		1 事業計画書 2 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類） 3 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの 4 その他（ ）			
備 考					

注 該当する□の中にレ点をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 9 条の改正規定は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市告示第 455 号

名古屋市戸田土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、名古屋市戸田土地区画整理組合の事業計画の変更について認可の申請がありましたので、同条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、次のとおり当該事業計画を一般の縦覧に供します。

平成17年 8 月22日

名古屋市長 松 原 武 久

1 縦覧の期間

平成17年 8 月23日から平成17年 9 月 5日まで

2 縦覧の時間

午前 8 時45分から午後 5時まで

3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局開発調整部区画整理課

（名古屋市役所西庁舎 4 階）

名古屋市住宅都市局開発調整部区画整理課

名古屋市告示第456号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、平成17年8月23日から次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は名古屋市緑政土木局道路部道路管理課において、告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成17年8月23日

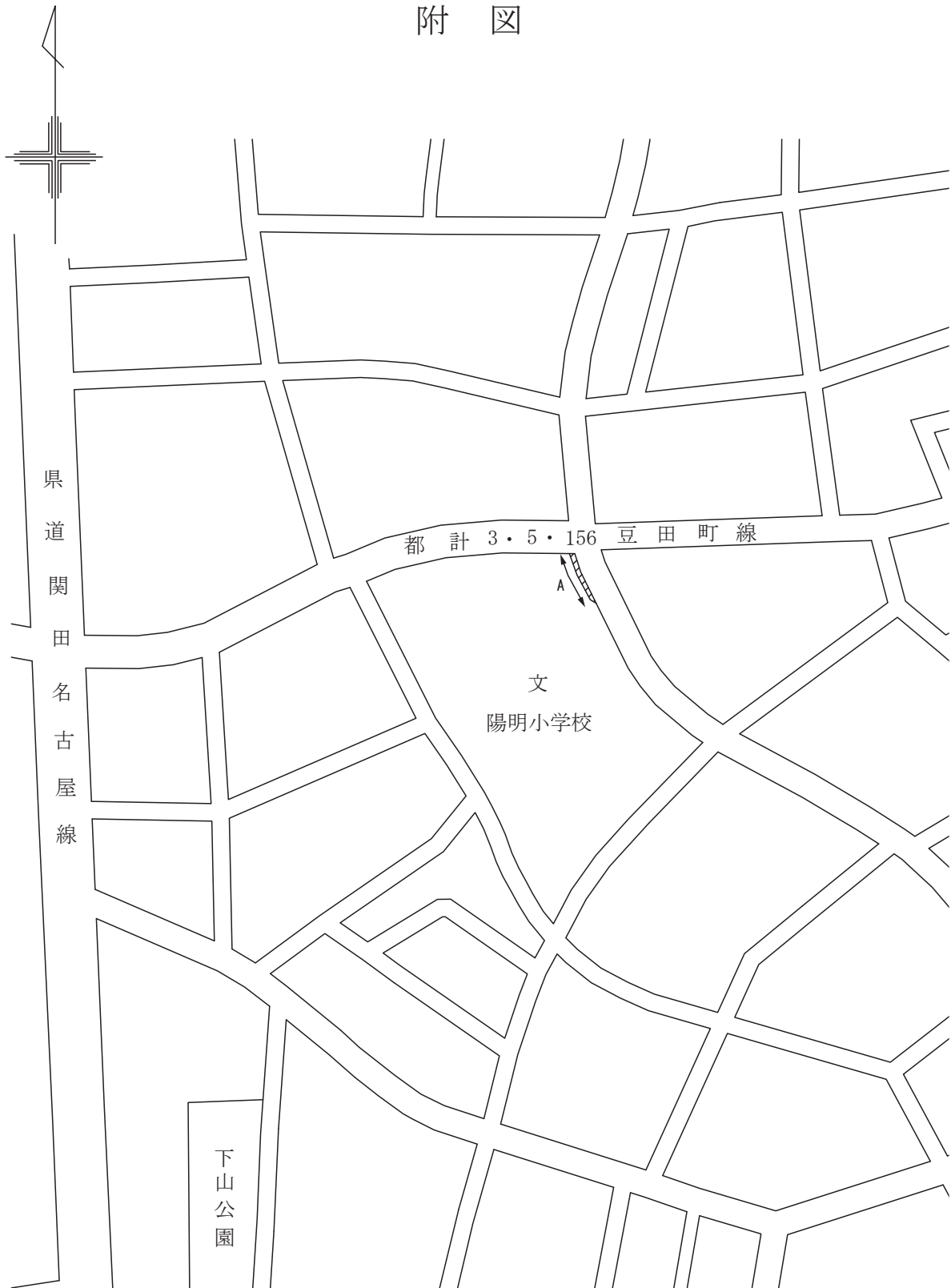
名古屋市長 松 原 武 久

道路の区域変更

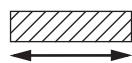
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	密柑山町西線	名古屋市瑞穂区密柑山町1丁目1番地先から	前	0.024	10.91	附 図
			名古屋市瑞穂区密柑山町1丁目1番地先まで	後	0.024	10.91 ～ 11.91	

名古屋市緑政土木局道路部道路管理課

附 図



凡 例



区域変更により道路の区域とする部分

名古屋市告示第 457 号

名古屋市那古野一丁目土地区画整理事業の終了認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第13条第 1 項の規定により、次の土地区画整理事業の終了について認可しました。

平成17年 8 月24日

名古屋市長 松 原 武 久

1 施行者の名称

独立行政法人都市再生機構

2 事業施行期間

平成15年 3 月28日から平成17年 8 月24日まで

3 施行地区

名古屋市那古野一丁目の一部

4 土地区画整理事業の名称

名古屋市那古野一丁目土地区画整理事業

5 施行認可の年月日

平成15年 3 月28日

6 終了認可の年月日

平成17年 8 月24日

名古屋市住宅都市局開発調整部区画整理課

名古屋市告示第 458号

大曽根北土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の縦覧

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第 1項の規定により、
名古屋都市計画事業大曽根北土地区画整理審議会委員の選挙人名簿を次のとおり一般の縦覧に供します。

平成17年 8月26日

名古屋市長 松 原 武 久

1 縦覧の期間

平成17年 8月27日から平成17年 9月 9日まで

2 縦覧の時間

午前 8時45分から午後 5時まで

3 縦覧の場所

名古屋市中区丸の内二丁目 2番15号

名古屋市大曽根北都市整備事務所

名古屋市住宅都市局市街地整備部大曽根北都市整備事務所

名古屋市選挙管理委員会告示第42号

名古屋市農業委員会委員一般選挙における投票所の指定について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定に基づき、平成17年 8月28日執行の名古屋市農業委員会委員一般選挙における投票所を次のとおり指定する。

平成17年 8月20日

名古屋市選挙管理委員会委員長 小 寺 洋 夫

【第 4区選挙区】

投票区名	投票所を設ける施設の名称	施 設 の 所 在 地
港区第 1	なごや農業協同組合 小碓支店 会議室	名古屋市港区小碓二丁目 364番地
港区第 2	なごや農業協同組合 善進支店 会議室	名古屋市港区善進本町 269番地
港区第 3	名古屋市港区役所南陽支所 大会議室	名古屋市港区春田野三丁目1801番 地

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第43号

名古屋市農業委員会委員一般選挙における選挙会を開催する場所及び日時について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定に基づき、平成17年8月28日執行の名古屋市農業委員会委員一般選挙における選挙会を開催する場所及び日時を次のとおり定めた。

平成17年8月20日

名古屋市選挙管理委員会委員長 小 寺 洋 夫

名古屋市選挙管理委員会事務局

【第 1区選挙区】

選挙会の場所	所 在 地	選挙会の日時
名古屋市緑区役所 区長応接室	名古屋市緑区青山二丁 目15番地	平成17年 8月29日 午前10時

【第 2区選挙区】

選挙会の場所	所 在 地	選挙会の日時
名古屋市守山区役所 第 3会議室	名古屋市守山区小幡一 丁目 3番 1号	平成17年 8月29日 午前10時

【第 3区選挙区】

選挙会の場所	所 在 地	選挙会の日時
名古屋市中川区役所 第 1会議室	名古屋市中川区高畑一 丁目 223番地	平成17年 8月29日 午前10時

【第 4区選挙区】

選挙会の場所	所 在 地	選挙会の日時
名古屋市港区役所南陽支所 大会議室	名古屋市港区春田野三 丁目1801番地	平成17年 8月28日 午後 9時

名古屋市教育委員会告示第23号

名古屋市香流橋プールの臨時休場について

名古屋市プール条例施行規則（昭和42年名古屋市教育委員会規則第19号）第2条第2項の規定に基づき、名古屋市香流橋プールを平成17年10月11日から平成17年10月28日まで臨時休場します。

平成17年 8月23日

名古屋市教育委員会委員長 後 藤 澄 江

教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市交通局告示第 1 1 号

衆議院議員選挙の候補者に対する臨時定期券の発行について

衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における公職の候補者（以下「公職の候補者」という。）に対し、公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法を定める告示（平成 6 年運輸省告示第 8 1 9 号）に基づき臨時定期券を次のとおり発行する。

平成 1 7 年 8 月 2 3 日

名古屋市交通局長 吉 井 信 雄

1 発行方法

公職の候補者に対し、選挙長の発行する公職の候補者旅客運賃後払証 1 枚と引換えに、臨時定期券 1 枚を発行するものとする。

2 発行の数

公職の候補者 1 人につき、高速電車及び乗合自動車を通じて 1 5 枚

3 発行する期間及び時間

選挙期日の公示のあった日から選挙当日までの午前 8 時 4 5 分から午後 5 時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日には発行しない。

4 発行する場所

名古屋市交通局営業本部企画営業部営業課営業係
（中区三の丸三丁目 1 番 1 号、市役所西庁舎 2 階）

5 使用資格を有する者

公職の候補者、推薦届出者その他選挙運動に従事する者

6 通用する区間

- (1) 高速電車 市営全線
- (2) 乗合自動車 すべての事業者の愛知県内におけるすべての路線

7 運 賃

高速電車、乗合自動車のいずれも、公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法等を定める告示に定める金額とする。

8 通用する期間

臨時定期券は、発行の日から選挙期日後5日を経過するまでの期間内において通用し、通用期間を経過したときは、速やかに発行場所に返戻するものとする。

9 効 力

使用資格を有する者以外の者が臨時定期券を使用した場合には、これを無効として回収する。公職の候補者の届出が却下された後又は公職の候補者を辞した（公職の候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。）後使用した場合も同様とする。

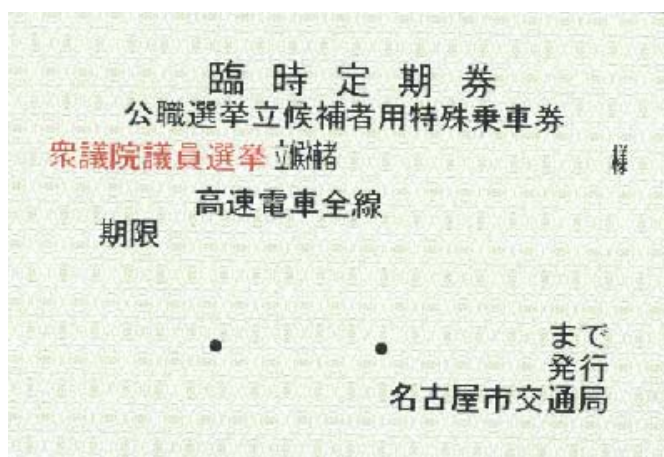
10 様 式

(1) 高速電車臨時定期券

地 色 緑 色

文 字 黒色（ただし、「衆議院議員選挙」は赤色）

期限表示 黒色アラビア数字



（裏面磁気膜）

(2) 乗合自動車臨時定期券

地 色 オレンジ色

印刷文字 黒 色

券面 ③
期限表示

白地にオレンジ色
朱色アラビア数字



名古屋市交通局営業本部企画営業部営業課

建築基準法に基づく公開による意見の聴取公告

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第72条第 1 項の規定により、次のように意見の聴取を行います。

平成17年 8 月22日

名古屋市長 松 原 武 久

1 意見の聴取事項

みどりヶ丘東地域建築協定について

2 日 時

平成17年 9 月 5 日（月） 午後 2 時

3 場 所

名古屋市緑区ほら貝二丁目14番地

みどりヶ丘集会所

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成17年 8月24日

名古屋市長 松 原 武 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

三越名古屋栄店・ラシック

名古屋市中区栄三丁目 5番 1号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

区 分	変更前	変更後
名 称	名古屋三越 栄本店・（仮称）専門館	三越名古屋栄店・ラシック
所在地	名古屋市中区栄三丁目 501番地-1 外63筆	名古屋市中区栄三丁目 5番 1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後		
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
1	(株)三越	代表取締役 中村 胤夫	東京都中央区日本橋室町一丁目 4番 1号	変更なし	代表取締役 石塚 邦雄	変更なし
2	明治安田生命保険相互会社	代表取締役 金子 亮太郎	東京都新宿区西新宿一丁目 9番 1号	変更なし	変更なし	東京都千代田区丸の内二丁目 1番 1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後		
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所

1	(株)三越	代表取締役 中村 胤夫	東京都中央区日本橋室町一丁目 4 番 1号	変更なし	代表取締役 石塚 邦雄	変更なし
2	(株)ニュー ボーン本 社	代表取締役 新美 英男	名古屋市中区栄三丁目 5番 1号	—	—	—
3	(株)玉沢	代表取締役 勝田 明	名古屋市中区栄三丁目 6番27号	—	—	—

3 変更の日

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地については、平成17年 3月 9日
- (2) No. 1の設置者については、平成17年 5月24日
- (3) No. 2の設置者については、平成16年10月 1日
- (4) No. 1の小売業者については、平成17年 5月24日
- (5) No. 2の小売業者については、平成15年 1月 8日
- (6) No. 3の小売業者については、平成17年 3月 9日

4 変更した理由

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地については、新店舗の開店に伴い変更したため
- (2) No. 1の設置者については、代表者の変更のため
- (3) No. 2の設置者については、所在地の変更のため
- (4) No. 1の小売業者については、代表者の変更のため
- (5) No. 2の小売業者については、退店のため
- (6) No. 3の小売業者については、出店を取り止めたため

5 届出の日

平成17年 8月 9日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成17年 8月24日から平成17年12月26日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。
午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成17年12月26日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成17年 8月24日

名古屋市長 松 原 武 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸栄本店・栄ビル

名古屋市中区栄三丁目 301-2 外

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後		
	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
1	—	—	—	(有)シーズ	代表取締役 新美 智	名古屋市天 白区平針一 丁目1916番 地
2	—	—	—	(株)石橋楽器 店	代表取締役 石橋 清一	東京都千代 田区神田小 川 2番14号
3	吉田 邦彦	—	名古屋市名 東区八前二 丁目1020番 地	(株)ピースナ ウ	代表取締役 伊貝 清	東京都渋谷 区元代々木 町33番 8号
4	イトキン(株)	代表取締役 辻村 章夫	大阪市西区 南堀江一丁 目 4番19号	—	—	—
5	(株)マルナガ	代表取締役 永井 美己 雄	愛知県瀬戸 市栄16番地	—	—	—
6	コーチ・ジ ヤパン(株)	代表取締役 イアン・ビ ックリー	東京都渋谷 区神宮前四 丁目11番 6 号	—	—	—

3 変更の日

- (1) No. 1の小売業者については、平成17年 3月19日
- (2) No. 2の小売業者については、平成17年 4月23日
- (3) No. 3の小売業者については、平成17年 6月 4日
- (4) No. 4の小売業者については、平成17年 5月31日
- (5) No. 5の小売業者については、平成17年 2月27日
- (6) No. 6の小売業者については、平成17年 6月30日

4 変更した理由

- (1) No. 1及びNo. 2の小売業者については、入店のため
- (2) No. 3の小売業者については、店舗入替えのため
- (3) No. 4からNo. 6までの小売業者については、退店のため

5 届出の日

平成17年 8月 3日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成17年 8月24日から平成17年12月26日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。
午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成17年12月26日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成17年 8月24日

名古屋市長 松 原 武 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

N P 共同ビル

名古屋市中区栄三丁目2901番 外

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変 更 年月日
	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	
1	(株)アルファベット パステル	代表取締役 濱田 一康	札幌市中 央区南二 条西25丁 目 1番32 号	(株)ピーア ンドエム	代表取締役 泰道 真也	東京都中 央区日本 橋浜町 1 丁目 1番 12号	平成16年 2月27日
2	(株)花長	代表取締役 杉江 純一 郎	名古屋市中 区新栄一 丁目10 番26号	(株)ジャッ ク・オブ ・オール ・トレー ズ	代表取締役 加藤 正樹	東京都渋谷 区千駄ヶ 谷 2丁 目 9番 6 号	平成16年 4月24日
3	(株)アント ステラ	代表取締役 ジョゼフ・ リー・ダン クル	東京都豊 島区東池 袋 3丁目 1番 1号	アクアシ ルバー(有)	代表取締役 山下 利明	東京都渋谷 区神山 町11丁目 9番地	平成16年 5月28日

4	—	—	—	(株)レモン ツリー	代表取締役 平田 恵三	大阪府羽 曳野市羽 曳が丘 5 丁目19番 24号	平成16年 5月28日
5	(株)パレモ	代表取締役 中本 敏幸	愛知県稲 沢市天池 五反田町 1番地	(株)フィル ム	代表取締役 宮田 幸一	東京都渋 谷区神宮 前 3丁目 17番22号	平成16年 9月 4日
6	(株)エー・ ティー	代表取締役 田山 淳朗	東京都渋 谷区富ヶ 谷 1丁目 1番 3号	(株)イース トボーイ	代表取締役 小林 孝是	東京都渋 谷区千駄 ヶ谷 4丁 目 8番 3 号	平成16年 9月17日
7	(株)ナチュ ラルボデ イ	代表取締役 正井 修二	大阪市北 区芝田 2 丁目 1番 18号	(株)グロー バルスポ ーツ医学 研究所	代表取締役 原田 英博	東京都中 央区銀座 6丁目12 番17号	平成16年 12月18日
8	(株)ベネ中 部	代表取締役 小嶋 秀雄	名古屋市 中区千代 田一丁目 10番16号	(有)神戸岡 本プロフ ィール	代表取締役 貞松 雅保	神戸市東 灘区岡本 1丁目 8 番23号	平成17年 2月25日
9	(株)ぼざん な	代表取締役 榎本 克敏	愛知県西 尾市高畠 町 4丁目 1番地	—	—	—	平成16年 2月 1日
10	(株)ハーフ ペニー	代表取締役 稲嶺 一誠	兵庫県西 宮市樋之 池町10丁 目 5番地	—	—	—	平成16年 2月29日
11	(株)ナショ ナルスタ ンダード	代表取締役 若林 桂治	東京都渋 谷区広尾 5丁目 4 番11号	—	—	—	平成16年 3月 7日

12	伊藤忠ホームファ ッション (株)	代表取締役 原勢 芳健	東京都中 央区日本 橋馬喰町 2丁目 2 番 6号	—	—	—	平成16年 4月18日
13	(株)ヒュー マンリソ ースマネ ージメン ト	代表取締役 野津 克地	神戸市中 央区北野 町 4丁目 1番12号	—	—	—	平成16年 7月27日
14	(株)バック ビュウ	代表取締役 水野 義松	名古屋市 中区千代 田一丁目 1番25号	—	—	—	平成16年 7月31日
15	(株)ファー イースト カンパニ ー	代表取締役 白神 敏之	東京都渋 谷区元代 々木町49 丁目13番 地	—	—	—	平成16年 8月23日
16	(株)リンク ・インタ ーナショ ナル	代表取締役 佐々木 力	東京都港 区南青山 6丁目 5 番39号	—	—	—	平成16年 8月29日
17	(株)マキヒ ロシゲア トリエ	代表取締役 真木 博茂	東京都港 区西麻布 4丁目10 番 3号	—	—	—	平成16年 8月29日
18	唐 大堤	—	東京都杉 並区高井 戸西 1丁 目18番14 号	—	—	—	平成16年 11月28日
19	(株)セルツ	代表取締役 立見 嘉洋	滋賀県長 浜市末広 町 2丁目 26番地	—	—	—	平成17年 2月 6日

20	ティンバーランド ジャパン (株)	代表取締役 砂田 浩孝	東京都千代田区紀尾井町 6丁目12番地	—	—	—	平成17年 2月 7日
21	(株)日本香堂	代表取締役 小仲 正克	東京都中央区銀座 3丁目 5番 8号	—	—	—	平成17年 2月13日
22	(株)ヴィテス	代表取締役 山崎 善高	東京都渋谷区渋谷 1丁目 2番 5号	—	—	—	平成17年 2月20日
23	(株)ワイズフォーリ ビング	代表取締役 林 五一	東京都品川区東五反田町 4丁目 3番 21号	—	—	—	平成17年 2月20日
24	ヘリオス (株)	代表取締役 安藤 邦夫	名古屋市名東区上社四丁目 103番地	—	—	—	平成17年 2月27日
25	(有)ディー ディデザイン ワークス	代表取締役 佐賀 真弓	東京都渋谷区神南 1丁目10番 7号	—	—	—	平成17年 3月13日
26	—	—	—	(株)クロス カンパニー	代表取締役 石川 康晴	岡山県岡山市幸町 2丁目 8番地	平成16年 2月21日
27	—	—	—	(株)ナイス クラブ	代表取締役 菊池 博巳	東京都渋谷区神宮前 6丁目 12番22号	平成16年 4月16日

28	—	—	—	(株)イング スコーポ レーショ ン	代表取締役 望月 かお り	東京都練 馬区大泉 学園町 6 丁目30番 22号	平成16年 8月28日
29	—	—	—	神戸レザ ークロス (株)	代表取締役 斎藤 伸介	神戸市長 田区西尻 池町 2丁 目 5番12 号	平成16年 9月 4日
30	—	—	—	ノーツ(株)	代表取締役 木村 慶倫	東京都渋 谷区恵比 寿南 2丁 目20番 2 号	平成16年 9月17日
31	—	—	—	(株)マミー ナ	代表取締役 池田 昭喜	東京都新 宿区新宿 3丁目14 番 1号	平成16年 9月17日
32	—	—	—	(株)レディ ースニュ ーヨーカ ー	代表取締役 上條 浩之	東京都千 代田区外 神田 3丁 目 1番16 号	平成16年 9月17日
33	—	—	—	(株)かど屋	代表取締役 榎本 義明	愛知県西 尾市丁田 町五助 9 番地	平成16年 10月22日
34	—	—	—	(株)ラブラ ドルリ トリバー	代表取締役 桑野 昇	東京都渋 谷区渋谷 1丁目23 番26号	平成17年 2月23日

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo. 8までの小売業者については、入替えのため
- (2) No. 9からNo.25までの小売業者については、退店のため
- (3) No.26からNo.34までの小売業者については、入店のため

5 届出の日

平成17年 8月 3日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成17年 8月24日から平成17年12月26日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。
午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成17年12月26日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成17年 8月24日

名古屋市長 松 原 武 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

N P 共同ビル

名古屋市中区栄三丁目2901番 外

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場	収容台数		実効収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
パーキングウェルビー矢場町	160台	—	6台	—
大一栄駐車場	—	450台	—	3台
ナディアパーク地下駐車場	—	440台	—	3台

駐車場の位置については、縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐 車 場	変更前	変更後
パーキングウェルビー矢場町	午前 0時00分から 午後12時00分まで	—
大一栄駐車場	—	午前 0時00分から 午後12時00分まで
ナディアパーク地下駐車場	—	午前 0時00分から 午後12時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐 車 場	変更前	変更後
パーキングウェルビー矢場町	1箇所	—
大一栄駐車場	—	1箇所
ナディアパーク地下駐車場	—	1箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

平成17年 9月 9日

4 変更しようとする理由

パーキングウェルビー矢場町が廃止されたため

5 届出の日

平成17年 8月 3日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
中区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成17年 8月24日から平成17年12月26日まで。ただし、日曜日、土曜日及び
国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。
午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を
設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項につい
て意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の
提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成17年12月26日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課